

みんなで農地を守ろう！！

～こんな制度があります～

「**多面的機能支払交付金**」を活用し、地域が協力して、農地や水路・農道などの施設を保全する活動を行いましょう。
水田のほか、**畑**や**草地**を保全する活動も対象です。

～こんな活動ができます～ ※畑や農地での活動例



農道の敷砂利

路面のでこぼこを補修します



電気牧柵の設置

鳥獣の侵入による被害を防止します



農作物残さの除去

鳥獣の餌となる農作物残さを除去し被害を防止します

遊休農地の発生防止・解消

農地のでこぼこを平らにしたり、石礫を取り除きます

排水対策の実施

固く締まった土層に亀裂を入れ地下に水を浸透させます

除雪

農地や農道などの保全管理のために除雪を行います

～こんな支援が受けられます～

交付単価(農地維持支払交付金)

| | | |
|----|--------|---------|
| 田 | 3,000円 | /10aあたり |
| 畑 | 2,000円 | /10aあたり |
| 草地 | 250円 | /10aあたり |

【地目の区分】

- ・ 田とは、主として水稻栽培をするため、あぜをつくり水をたたえることができるようにした農地（転作でも可）
- ・ 畑とは、田及び草地以外の農地（樹園地を含む）
- ・ 草地とは、牧草専用地及び採草放牧地

～お問い合わせはこちら～

「地域で農地を守りたいが“きっかけ”がない」「水路が古くなって困っている」「畑や草地でどんな活動ができるのか」など、お悩みのみなさん、まずはお問い合わせください！

【お問い合わせ先】

最寄りの市町村の「多面的機能支払交付金」の担当窓口
もしくは岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会事務局

(岩手県土地改良事業団体連合会内)

〒020-0866 盛岡市本宮2-10-1

TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260



～活動の流れ～

多面的機能支払交付金を活用するためには、活動組織を設立する必要があります。

1 対象地域の設定

- 組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- 地域の水路や農道などを守っていく共同活動に、もっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- たとえば集落ごと、ため池や堰などの水がかりごと、基盤整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- 共同活動に取り組む地域住民の合意が形成できるまとまりで、活動範囲を検討してください。

～対象地域の設定の例～

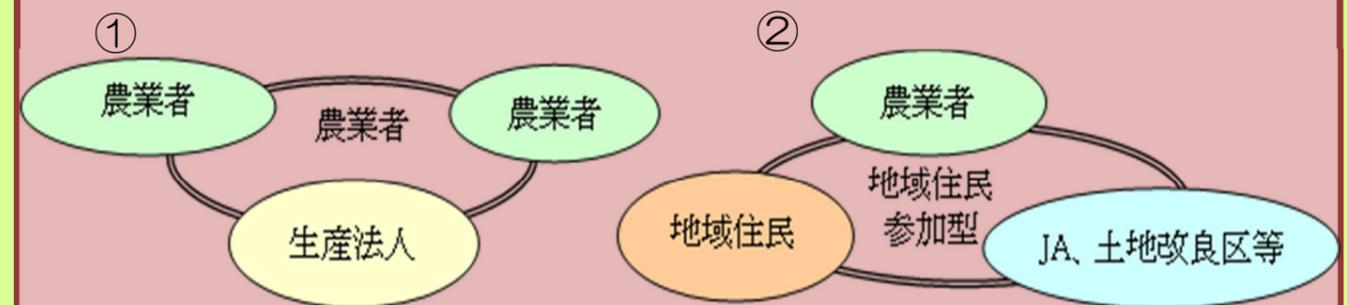
| 集落単位 | 集落営農単位 |
|---|--|
|  |  |
| 集落ぐるみで保全活動を行う体制 | 集落営農組織で保全活動を行う体制 |
| 水系単位 | 事業単位 |
|  |  |
| ため池や堰などの水がかりで保全活動を行う体制 | ほ場整備事業などの事業実施区域で保全活動を行う体制 |

2 構成員の取りまとめ

- 活動組織の構成員は、個人でも団体（土地改良区や子供会など）でも構いません。なお、団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で、参加してください。
- 農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方を構成員とします。
- 農業者以外の構成員は、農地や農業用施設を守る共同活動に参加していただくことができれば、地域の内外は問いません。

以下の①または②の組織が支援の対象です。

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織



※①の組織の場合、取り組めない活動があります。

3 活動の手順

①活動組織の設立

②事業計画(案)の策定

③申請書類の提出

④活動の実施

⑤活動の記録・報告

○活動組織は、取り組む内容を話し合い、事業計画を策定し、市町村長から認定を受けます。

○事業計画の期間は、原則5年間です。